

1

ケガの補償

ケガ^(*)による通院・入院などを補償

(*)ケガとは、急激かつ偶然の外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

たとえばこんなとき

こんなに補償

工作中的ケガ

現場作業中に足を踏み外し、足場から転落した。

かかとを骨折し
入院83日・通院34日



入院 1日5,000円×83日
通院 1日2,500円×34日

総計 **500,000円**

日常生活のケガ

割れたガラス片で手を切った。

切り傷で通院3日



通院 1日2,500円×3日

総計 **7,500円**

スポーツ中のケガ

サッカーをされていて相手と接触し足をぶつけた。

打撲で通院20日



通院 1日2,500円×20日

総計 **50,000円**



ご注意ください

◎ケガの補償ですので、病気は対象外です。

◎ケガでも補償できない場合、またはお支払いが制限される場合がありますので、「会員ハンドブック」、「規約」等で詳細をご確認ください。

■ 工作中、仕事外を問わず加入者の方の**24時間中のケガを補償**します。

交通事故、レジャー中、家庭内のケガなども補償対象となります。

■ 通院、入院補償はケガをされた日から**最高1年間の長期補償**。

■ ケガによって**障害が残った場合**は、障害の程度に応じて、当財団規約に定める障害補償等級区分により**最高1,000万円まで補償**します。

■ 小さなケガでも大丈夫。**1日だけの通院、入院でもお支払い**します。

■ 補償費は、**他の保険とは関係なくお支払い**します。

補償内容	ケガをされた日から起算して	
	180日まで	181日以降 1年以内
通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
障害が残ったとき	1,000万円(1級)～ 15万円(14級)	
死亡したとき	1,000万円	

すでにご加入 されている方へ

契約内容に変更がある場合は、速やかにご連絡ください

告知義務、届出義務が生じますのでご注意ください

次の項目に該当するときは手続きが必要となります。

- 加入者を追加(増員)または減員したいとき
- 住所、電話番号が変わったとき
- 組織形態を変更(法人成り・個人成り)したとき
- 法人代表役員、個人事業主が交代したとき
- 結婚などに伴い姓名が変わったとき など

次の項目に該当するときは加入資格がなくなり、解約・減員手続きが必要となります。

- 法人の解散および事業の廃止をされたとき
- 亡くなられたとき
- 退職されたとき
- 別の会社で働くこととなられたとき
- 特定の危険業務(格闘技・競争競技など)に就かれたとき
- 介護保険法に基づく要介護の認定を受けられたとき など

※加入者を追加(増員)いただく場合は、ご加入の条件がありますのでお問い合わせください。

※加入資格がなくなった後に変更の手続きが行われませんと、日本フルハップはその事実を知ることができないため、会費が引き落としされてしまうなどの支障が生じることとなりますので、速やかに変更の手続きをお願いします。

※住所変更など、会員情報の変更や「まいんど」の催物応募など、「会員Myページ」からできる手続きもあります。

、ホームページ、加入後にお送りする「会員ハンドブック」または「規約」をご覧ください、日本フルハップまでお問い合わせください。